

# 辻調グループ校友会「コンピトゥム」会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、辻調グループ校友会「コンピトゥム」(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の技術研鑽と会員間の情報交換及び親睦を図り、併せて母校の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条に定める目的遂行のために、次の事業を行う。

- (1) 会員異動情報の収集
- (2) 会報その他の公報資料の発行
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) 母校及び在校生に対する後援
- (5) その他必要と認められる事項

(本部及び支部)

第4条 本会は、本部を辻調理師専門学校内に置く。

第5条 本会は、必要な地区に支部を置く。

- (1) 支部に関する規程は別にこれを定める。

## 第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、正会員、準会員、名誉会員、賛助会員をもって構成する。

(1) 正会員

学校法人辻料理学館が設置する専修学校(本科・別科)の卒業・修了生並びに辻料理教育研究所が設置する教育機関の卒業生、辻調グループフランス校修了生。

(2) 準会員

学校法人辻料理学館が設置する専修学校(本科)の在校生並びに辻料理教育研究所が設置する教育機関の在校生。

(3) 名誉会員

本会の目的達成に特に功勞する者であり、役員会の推挙する者。

(4) 賛助会員

本会の活動を賛助するために入会する個人または事業所。

(資格の喪失)

第7条 本会の会員は次に掲げる事由によりその資格を喪失する。

- (1) 死亡・失跡宣告。
- (2) 本会則に著しく違反した者、本会の名誉に傷つけた者で総会において除名を決議された者。

(会費納入の義務)

第8条 会員は会費を納めなければならない。

(会 費)

第9条 会費は次のとおり

(1) 終身会費 10,000円

会費は理由のいかんを問わず返還しない。但し、準会員で退学・除籍等になった者から、申し出があった場合には、これ返還することができる。

(2) 会費の徴収方法については別に定める。

### 第3章 役員

#### (役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 1名
- (4) 幹事 8名以上
- (5) 事務局長
- (6) 会計監事
- (7) 会計
- (8) 相談役
- (9) 参与

#### (役員の仕事)

第11条 役員は次の仕事を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、併せて会務を統理し、総会・役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときにはこれを代理する。
- (3) 理事は、会務を執行する。
- (4) 幹事は、事業計画等を執行する。
- (5) 事務局長は、運営上の所事務を統括し実質的な作業を行う。
- (6) 会計監事は、財務を監査する。役員会からの招集があれば参加する。
- (7) 会計は、財産の保全管理及び金銭の収支等を記録する。  
役員会からの招集があれば参加する。
- (8) 相談役は、運営上の諸問題について助言や調停をする。  
役員会からの招集があれば参加する。
- (9) 参与は、運営について実務的側面から意見等を述べる。  
役員会からの招集があれば参加する。

#### (役員の出選方法)

第12条 役員は、役員会の合議により指名し、総会の承認を得なければならない。

#### (役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。補欠就任者の任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

#### (役員の手当)

第14条 本会の役員は、その地位による手当を受けることができない。

### 第4章 総会

#### (総会の開催)

第15条 定期総会は毎年1回これを開催する。

臨時総会は必要に応じてこれを開催する。

- (1) 総会の議決は出席者の過半数を持って行う。可否同数の場合は、議長の決定に従うものとする。
- (2) 総会は、会長がその都度議長を選任し、書記は事務局が行う。
- (3) 事務局は、総会終了後、議事録を作成し役員会に提出しなければならない。

#### (臨時総会)

第16条 次の各号の1つに該当するときは、1か月以内に臨時総会を開かなければならない。

- (1) 正会員の3分の1以上が請求したとき。
- (2) 役員会が必要と認めたとき。

(総会の審議事項)

第17条 次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。

- (1) 会則の改廃
- (2) 年度事業報告及び収支決算
- (3) 年度事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選出
- (5) その他役員会において必要と認める重要事項

(役員会)

第18条 役員会は会長、副会長、理事、幹事、事務局長をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 本会の諸会合に関する事項
- (2) 予算・決算その他一切の会計に関する事項
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- (4) 役員会は会長が随時これを招集する

第5章 会 計

(経 費)

第19条 本会の経費は終身会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第21条 本会の事務処理をするために、本部に事務局を置く。

- (1) 事務局には事務局長他事務職員を置く。
- (2) 事務局に関し必要な規程は、役員会の議を経て会長が定める。

(施行細則)

第22条 本会則を運用にあたり施行細則を定める。

附 則

1. この会則は、平成10年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成17年9月1日より施行する。(一部改正)
1. この会則は、平成19年9月1日より施行する。(一部改正)
1. この会則は、平成22年9月1日より施行する。(一部改正)
1. この会則は、平成23年9月1日より施行する。(一部改正)
1. この会則は、平成24年9月1日より施行する。(一部改正)
1. この会則は、平成25年9月1日より施行する。(一部改正)
1. この会則は、平成28年9月1日より施行する。(一部改正)

(お問い合わせ先)

辻調グループ校友会コンピトゥム事務局

〒545-0053

大阪市阿倍野区松崎町3-16-11 辻調理師専門学校内

Tel : 06-6629-6452 [平日 9:00-17:00]

Fax : 06-6627-1106 E-mail : compi@tsuji.ac.jp